

兵庫県川西市基本計画

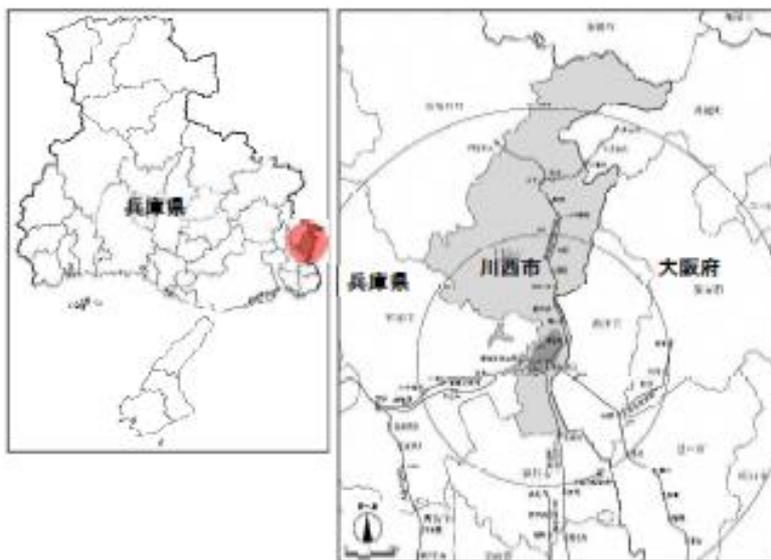
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

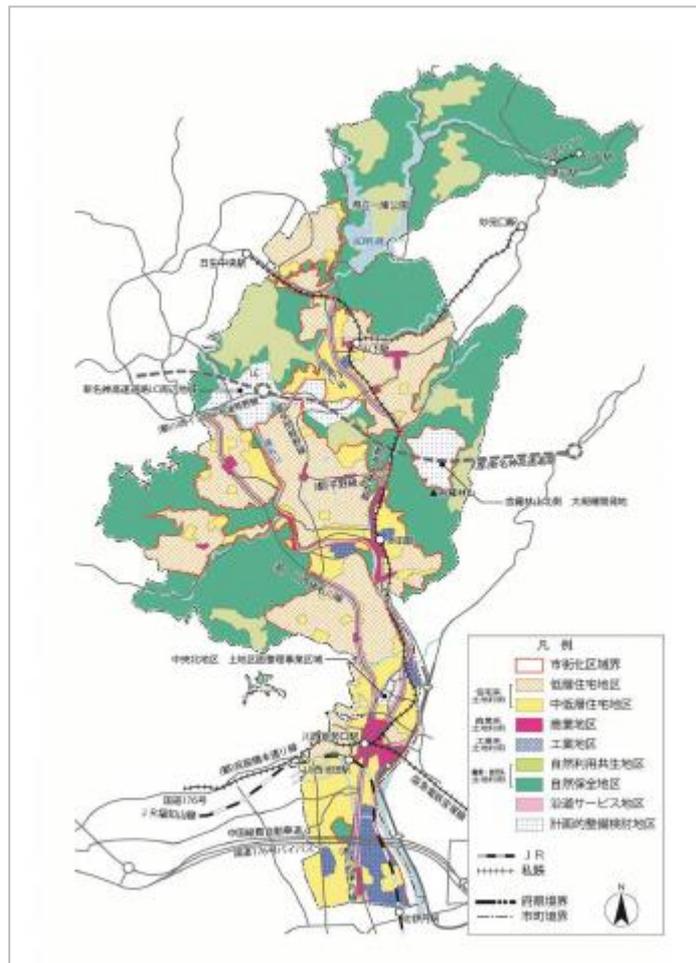
(1) 促進区域

設定する区域は、令和4年4月1日現在における兵庫県川西市の行政区域とする。概ねの面積は5,344ヘクタールである。ただし、本促進区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法に基づく県立自然公園条例に規定する県立自然公園（猪名川渓谷県立自然公園）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（北摂のクヌギ群落）
- ・環境の保全と創造に関する条例に規定する郷土記念物（多田神社のムクロジとオガタマノキ）
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は存在しない。





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
 (地理的条件)

本市は、兵庫県の東南部に位置し、大阪市から約 15km、神戸市から約 20km 圏内にあり、市域は東西 6.5km、南北 15.0km と南北に細長く、面積は約 53.44 k²である。

猪名川が市域を南北に貫くように流れ、地形の特徴から北部・中部・南部に分けられ、北部は山岳地形を形成し、北部から中部にかけては、多田・山下の 2 つの盆地とそれを取り囲む丘陵からなる。南部は扇状に平野が形成され、猪名川右岸に発達する段丘面と、猪名川沿いの低地からなる 2 つの地形からできている。

市街地は、南部の平地部に立地する旧市街地と、丘陵部に開発されたニュータウン地域など、地形的特徴に沿って形成されている。

(インフラの整備状況)

広域的な交通ネットワークとして、本市中心部からは、阪急電鉄宝塚線・JR 福知山線が、また阪神高速 11 号池田線が大阪市まで直結している。

また、大阪国際空港が市域南部にほぼ隣接するように立地し、阪急電鉄川西能勢口駅からモノレール経由で大阪空港駅まで約 15 分、JR 新大阪駅までは約 35 分と、利便性の高い利用環境が整っているほか、阪神高速 11 号池田線が空港まで直結している。

市域南部には中国自動車道が東西に通っており、西は中国地方・県西部方面、東は名神高速道路を經由して京都・滋賀方面、さらに南へは近畿自動車道を經由して大阪府南部・和歌山方面へと広域的なアクセスが可能である。加えて、市域北部には平成 29 年度に新名神高速道路の川西インターチェンジが開通し、市域の北部・中部から県西部や京都北部・中部圏方面へのアクセスが向上した。

市域内の交通ネットワークとしては、都市の骨格を形成する幹線道路として、南北方向に国道 173 号、川西篠山線、尼崎池田線が、東西方向には市域南部を国道 176 号、国道 176 号バイパス、市域北部を川西インター線が通っており、市域内の幹線道路の動脈となっている。

鉄道は、阪急電鉄川西能勢口駅から市域を南北に縦断するように能勢電鉄妙見線・日生線が通っており、市域内の主要な大量輸送機関として機能している。

バス路線は、JR 川西池田駅・阪急電鉄川西能勢口駅・能勢電鉄の主な駅と、ニュータウンなどを結ぶ路線が運行している。特に、市域中西部のニュータウンでは、川西篠山線を經由して阪急電鉄川西能勢口駅へと至るバス路線が重要な役割を果たしている。

(産業構造)

本市の産業は、市内総生産で見ると令和元年度は 3,304 億円で、第 1 次産業は 0.1% と低く、第 2 次産業 10.5%、第 3 次産業 88.8% の構成となっており、第 3 次産業が中心の産業構造となっている。その推移をみると、平成 27 年度以降サービス業を中心に増加傾向が続いており、平成 30 年度には 3,448 億 5,500 万円と最高値を記録したが、令和元年度はコロナ禍の影響を受けて減少した。(平成 31・令和元年度兵庫県市町民経済計算)

事業所数は 4,014 事業所あり、住宅都市として発展してきた経緯から、サービス業が約 50%、卸売・小売業が 25% を占め、次いで不動産業が 8% となっている。従業者数は 37,261 人で、事業所数と同様の構成となっており、傾向として製造業、建設業では微減、運輸・通信業は微増で推移している。(平成 28 年経済センサス活動調査)

地域経済循環分析によると、所得循環構造は、市外で勤務する人が得る所得が市内へ流入しているが、消費や産業分野での経常収支(市外に販売した額と市外から購入した額の差額)がマイナスとなっており、市外へ所得が流出する構図となっている。

(人口分布の状況)

人口は、昭和 30 年代中頃から大規模な住宅団地の開発により急増し、平成 17 年に過去最高の 157,668 人であったが、以後、減少に転じており、令和 2 年には 152,321 人まで減少している。また、15 歳未満の年少人口は平成 27 年の 20,347 人から令和 2 年の 18,392 人に減少している一方、65 歳以上の高齢者人口は平成 27 年の 47,024 人(高齢化率 30.10%)から令和 2 年の 49,188 人(高齢化率 32.31%)に増加しており、少子高齢化が進行している。今後の人口推計としても、減少傾向は継続し、生産年齢人口についても減少することが予想されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市域の中部から南部にかけて金属製品製造業、機械器具製造業、電子部品製造業、化学工業を中心とした製造業が立地している。全産業の付加価値額 93,758 百万円のうち製造業は 16,461 百万円を占めており、そのうち、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業で 11,481 百万円を占め、これは、全産業の 12.2%、製造業全体の 69.7%にあたる。(出典：RESAS、平成 28 年経済センサスー活動調査)。

また、製造品出荷額を見ると、製造業全体では 66,572 百万円で、内訳として、非鉄金属製造業が 20,181 百万円、金属製品製造業が 8,788 百万円、化学工業が 7,267 百万円であり、特化係数を見ると、非鉄金属製造業が 10.18、金属製品製造業が 2.67、化学工業が 1.20 と高いことから、規模・構成比の両面で主要な産業となっている。

当産業分野の事業拡大や移転を促進することで、高度な技術を生かした成長ものづくり分野のさらなる発展を目指す。

また、平成 29 年度には市域北部に新名神高速道路川西 I C が完成し、優れた交通利便性を有している。これに合わせ「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を策定し企業立地を含む開発を可能とし、加えて令和 3 年には川西 I C から約 5 km の位置に大規模な事業用地の整備が可能となる都市計画変更と開発許可を行った。これらの事業環境を活かし、既存のものづくり分野に加え、物流関連分野やデータセンターなどの情報技術関連産業分野の立地支援を促進することで地域経済牽引事業による経済活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり平均 5,380 万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を 7 件創出し、1.27 倍の波及効果を与え、478 百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、K P I として、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	478 百万円	—

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認件数	—	7 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において、記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,380万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査、平成28年）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で6.0%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で1.0%以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

なし

（２）区域設定の理由

なし

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 金属製品製造業や機械器具製造業、電子部品製造業、化学工業等の産業集積や地域特性を活用した成長ものづくり分野
- ② 新名神高速道路や中国自動車道等の交通インフラを有し、物流ハブ拠点となり得る本市の特性を生かした物流関連産業分野
- ③ 本市の地震、津波等の災害に強い地理的条件や高速道路や空路へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした情報技術関連産業分野

(2) 選定の理由

- ① 金属製品製造業や機械器具製造業、電子部品製造業、化学工業等の産業集積や地域特性を活用した成長ものづくり分野

本市は中部から南部にかけて金属製品製造業、機械器具製造業、電子部品製造業、化学工業を中心とした製造業が多く立地している。特に、地域未来牽引企業として、金属加工業、輸送用機械器具製造業と化学工業製品製造業が立地しており、小規模であっても独自性のある企業が立地し、地域経済への波及効果が期待できる。

本市は、技術開発や販路開拓など中小製造業を対象とする補助制度や兵庫労働局との協定に基づく施策を展開し、独自性のある成長ものづくり分野の振興に取り組んでいる。今後、集積する製造業者同士や県立工業技術センター、地域大学等との連携を促進することにより成長ものづくり分野の稼ぐ力を伸ばしていくとともに、今後進出が期待される本市交通インフラを活用した物流関連産業分野や情報技術関連分野との連携による相乗効果を目指す。

- ② 新名神高速道路や中国自動車道等の交通インフラを有し、物流ハブ拠点となり得る本市の特性を生かした物流関連産業分野

本市は、市域南部には中国自動車道が東西に通っており、西は中国地方・県西部方面、東は名神高速道路を經由して京都・滋賀方面、さらに南へは近畿自動車道を經由して大阪府南部・和歌山方面へと広域的なアクセスが可能である。また、市域北部には新名神高速道路川西インターチェンジが開通し、非常に優れた交通利便性を有している。新名神高速道路の開通によって、豊田 J C T から神戸 J C T までの移動時間が、従来の名神高速道路・中国自動車道経由だと 240 k m、約 160 分かかるところを、新名神高速道路経由で 200 k m、約 120 分の約 40 分短縮となり、中部圏から東日本までもカバーできる物流ハブ拠点として利用が見込まれ、物流施設の立地ニーズが増加している。

また、都市計画変更により、インターチェンジから約 5 k m の位置で舎羅林山開発事業に着手しており、約 50 ヘクタールの物流用地に 4 棟の物流施設が建設予定である。

さらに、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画を策定し、プロジェクトゾーン（新規機能型）では、緑地保全・景観形成を図りつつ、流通業務施設等の地域振興に寄与する土地利用に対応できることとしている。

物流関連産業は、インターネットによる通信販売の需要拡大に加え、在庫の適正管理など

サプライチェーンの最適化や物流加工も含めた多機能化のニーズが高まっている。本市が有する交通インフラを活用した物流関連産業の拡大・進出を促進することで、物流施設の整備から維持管理、運送サービスに関連する多様な事業者や、ロードサイドへの出店を含む裾野が広い産業分野への波及効果を目指す。

③ 本市の地震、津波等の災害に強い地理的条件や高速道路や空路へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした情報技術関連産業分野

本市は、大阪市から約 15km、神戸市から約 20km 圏内にあり、新名神高速道路の開通により、京都市へも 40 分圏内となり、京阪神のいずれからも交通至便な位置にある。また、市域南部には大阪国際空港がほぼ隣接するように立地し、空路にもアクセスが容易である。

さらに本市は沿岸部より 15 km以上離れており、また、市北部には活断層は存在しないことから、データセンターの立地に非常に適している。

加えて、本市で現在開発工事に着手している舎羅林山開発事業用地内の地区計画では、停電時のバックアップ用電源に必要な重油の貯蔵も可能である。

IDC JAPAN 株式会社の「国内データセンターサービス市場予測」によると、データセンターの国内市場規模は 2020 年の 1 兆 4,518 億円から 2024 年には 2 兆 1,828 億円まで拡大する見込みで、データセンターの新設が続くと予測されているほか、令和 3 年 6 月に経済産業省が公表した「半導体・デジタル産業戦略」で東京・大阪以外への誘致・最適配置を行うとしており、データセンターの地方拠点整備事業として、地方にデータセンター拠点を設置する事業者を支援する事業を実施予定である。

これらの社会情勢及び本市が有する交通インフラや立地特性を活用した、デジタルインフラ整備や、情報技術を活用した新ビジネスの進出を促進し、成長ものづくり分野をはじめとした既存事業者との連携や、データセンターの維持管理に関わる各種サービス事業の拡大・進出を見込み、一層の地域産業の集積を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

本市の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。そのため、市に相談窓口を設置し、事業者の抱える課題を把握し、課題解決に向けた支援を行うほか、各種支援策の情報や求人情報等をホームページに掲載する等、積極的に情報公開を行う。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国、県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、国及び県の支援策も活用し、事業コストの低減を図りながら、本市の特性である交通インフラや産業集積等を活用し、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載する分野を支援し、本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関係施策

令和4年度より地方創生推進交付金を活用し、労働者支援や多様な働き方を推進するセミナーの開催や起業家のサポート、セミナーの開催に加え、若年者就労体験事業を実施している。基本計画の期間中も引き続き地方創生推進交付金を活用し、事業者、労働者両方の支援を行う。

②地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

本市では、下記のとおり、事業計画に基づく経営の支援から新技術・新商品開発、販路拡大の支援に至る幅広い補助制度を整備しており、今後も引き続きこれらの支援措置による事業者の支援を行っていく。

・経営革新事業補助金

時代と共に変化する経営環境に対応した新たな取組を推進するため、兵庫県が承認した「経営革新計画」に基づく事業に係る経費の一部を補助する。

・産業財産権取得補助金

企業経営基盤の確立を図るため、新技術の開発を行い、産業財産権(特許法、実用新案法、意匠法、商標法)の取得に係る経費の一部を補助する。

・見本市出展補助金

販路の拡大及び情報収集のため、国又は地方公共団体が主催し、又は後援する見本市への出展に係る経費の一部を補助する。

・技術開発補助金

新技術及び新製品の開発を図るため、国、県等から補助金(市長が別に定める補助金に限る)の交付を受けて行う、技術開発に係る経費の一部を補助する。

・操業・住環境保全事業補助金

既存事業所の操業環境と近隣住民の住環境を保全するため、事業所の騒音を低減する建築物の新設・増改築や設備の更新等に係る経費の一部を補助する。

③経営発達支援計画

令和3年度に経営発達支援計画を川西市商工会と共同作成し、中小企業庁の認定を受けている。当計画中で小規模事業者の経営基盤の安定やさらなる商品開発力の強化・販路拡大、地域経済活性化のため事業計画策定の支援や策定後の実施支援、地域展示会などの新たな販路拡大の機会創出等を定めており、基本計画期間中にこれらの事業を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

公共データを活用した地域課題や行政課題の解決、官民協働の推進、産業の活性化等を目的とし、本市のホームページ上において各種行政データを公開し、市民・事業者に分かりやすく提供している。

また、本市のホームページにおいて、事業者に対する補助制度等、各種支援策やハローワークと連携した求人情報等、企業に関する情報のインターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

本市産業振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環

境整備の提案を受けた場合は、開発部局や道路部局等、本市関連部局等を含め密接に連携し、内部調整を行ったうえで適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集等を行うとともに、本市のPR活動に努める。

②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

兵庫県産業立地条例に基づく県税の軽減、設備補助等の補助金や国の地方拠点強化税制による法人税の軽減等の企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

③人材確保支援

企業の人材確保支援として、令和元年度に締結した兵庫労働局との雇用対策協定を推進し、企業進出の判断材料となる、雇用に関する各種情報を詳しく提供する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和4年度	令和5年度から8年度	令和9年度(最終年度)
【制度の整備】			
①地方創生推進交付金の活用	検討	実施	実施
②地域経済牽引事業に資する制度の整備 (新技術・新商品開発、販路拡大、事業環境の整備に関する補助金)	検討	実施	実施
③経営発達支援計画に基づく取組	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
支援施策等の情報発信	本市ホームページで各種支援策等を発信する。	本市ホームページで各種支援策等を発信する。	本市ホームページで各種支援策等を発信する。
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
① 企業誘致活動の推進	実施	実施	実施

② 兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進	実施	実施	実施
③ 人材確保支援	検討	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、川西市商工会、株式会社池田泉州銀行など、地域に存在する支援機関が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行う。

経営強化の支援として、「よろず支援拠点」による相談対応やサテライト相談所・現地相談会の活用のほか、中小企業診断士等による経営専門家の派遣制度など、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行う。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や各種拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行う。

②兵庫県立工業技術センター

兵庫県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との共同研究により技術開発を支援する。

③川西市商工会

市内商工業者の振興と住みよい地域づくりを図るため、創業や事業計画策定に関するセミナーの開催や経営・金融・税務・労働等に関する相談受付、融資の斡旋、各種支援制度の情報提供など、地元企業に密着した総合的な支援を行う。

④株式会社池田泉州銀行

市内に6支店を有する同行と本市は、「地域振興連携協力に関する協定」を締結し、人的・

知的資源の活用交流による、地域商業の活性化・市民活動・団地再生・企業誘致、雇用創出など、本市の個性的で魅力あるまちづくりに連携して取り組む。

⑤日本政策金融公庫

国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関である。新規事業や事業承継、災害や経営環境の変化に対応する資金需要に少額から応え、中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達を支援する。

⑥地域大学（学校法人平成医療学園宝塚医療大学、学校法人二本松学院（京都美術工芸大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校）、大阪成蹊大学・短期大学、東洋食品工業短期大学、宝塚大学、大阪青山大学・短期大学）

各大学と本市は包括連携協定を締結し、産業振興、食品製造、芸術・文化、データサイエンス、学術・研究等、各大学の専門性や豊富な教育資源を活用した連携強化を図っており、地域大学から企業への専門的知見からのアドバイスや情報の提供等の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

促進区域内における環境保全への配慮等

新規開発が行われる場合は周辺土地利用に鑑み、環境関係法令の遵守、環境保全・環境負荷の低減に向けた配慮を求め、事業活動においては環境保全に配慮し、地域との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業と連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、情報を提供するとともに、不法投棄防止の広報・啓発活動を推進し、環境等に対する意識の向上を目指す。

（2）安全な住民生活の保全

1 安全な市民生活の確保

兵庫県では、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行し、県民一人ひとりが自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現を目指している。この条例の趣旨を踏まえ、近年、被害が多発している特殊詐欺を始めとした犯罪や事故を防止し、地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確

保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、川西警察署と協議を行い、街路灯や防犯カメラの設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の対策を実施していくとともに、兵庫県警察本部、川西警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

⑦特殊詐欺の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、特殊詐欺被害防止に関する防犯情報を提供し、地域における被害防止の機運を醸成する。

また、金融機関、コンビニエンスストア及び地域の防犯ボランティア等がATMで携帯電話を使用している高齢者等へ積極的に声掛けし、被害が水際で防止されるよう、関係機関、事業者への協力依頼や詐欺手口等の情報提供を促進する。

2 地域犯罪抑止力の向上

本市では、子どもの安全確保と犯罪の未然防止のため、平成29年度より各小学校区の通学路等に防犯カメラを10台ずつ（市内全域で160台）設置し、運用を開始している他、地域の犯罪抑止力を高めるため、自治会等が自主的に行う防犯カメラ設置に対する補助を行っている。

また、住民主体の防犯活動組織である川西防犯協会や警察署・学校・金融機関等の関係機関と連携を深め、特殊詐欺を含む犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けた街頭啓発等の広報・啓発活動を行う等、自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他（P D C A体制の整備等）

年に1回、本市が主体となり支援機関等と基本計画及び承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しを行う。その結果、基本計画の見直しが必要とされた場合においては、計画期間中であっても必要に応じた変更を行うものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和9年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。